

マイナンバー

* 15日にボックスに入っていた「届出用紙」の扱いについて

届出は強制ではありません

大学は組合の問い合わせにいまだに回答していません

事務連絡
平成30年1月

個人番号（マイナンバー）の提供について（依頼）

本学が行う社会保障、税等の事務手続きに必要なため、貴殿及び貴殿の扶養親族に係るマイナンバーの提供について、裏面「個人番号（マイナンバー）届出書」に記載の方にかかるマイナンバーを、下記の提出要領により提供方よろしくお願ひします。

なお、提供いただいたマイナンバーは社会保障・税に関する届出事務等のみ使用するものとし、特定個人情報等の安全管理、取扱等については、関係法令及び本学の諸規則に則り厳正に管理いたします。

「大学は適切に管理できるのか？」
「大学経由で利用された個人番号の行方は？」
不安は解消されていない

教職員組合の問い合わせ項目

(2016年1月21日付け)

1. マイナンバー制度および個人番号の意義および目的
2. 三重大学において全教職員に対して個人番号の届出を依頼するにいたった経緯
3. 今回の「依頼」によると否とを問わず、本学において個人番号の提出を依頼する対象の範囲
4. 本学において想定し、あるいは将来的に想定されうる個人番号の使途
5. 本学においてなされる個人番号管理上のセキュリティ対策の全体像
6. 個人番号の届出をしなかった場合に、国等によって大学に対してなされると想定される措置
7. 個人番号の提出をしなかった教職員の個々人に対して国等によってなされると想定される措置
8. 個人番号の提出をしなかった教職員の個々人に対して三重大学が講じると考えられる措置
9. 三重大学に対する個人番号の提出をしなかった者が将来的に受けると想定される不利益等と対策
10. その他考えられるかぎりの不安およびそれらに対するそれぞれの対策

15日にボックスに入っていた「個人番号（マイナンバー）」の提供について」とする文書。総務に聞くと、「ボックスに入っていたのはまだ提出していない人と家族構成等が変わった人」といいます。大学がいつの頃から教職員の義務だと思っ

「提出のしかた」が書いてあるのが先のはずです。

た人も多いのではないのでしょうか？ そんなことはありません。出す出さないは個々人の判断です。

書面には「下記提出要領により提供方よろしくお願ひします」とあります。しかし「提出要領」を見ても、記の問い合わせを当局にし

あるだけで、そもそも根拠や提出しなかった場合にどういう制裁がまつているのか？ など、一切ありません。

教職員組合は2年前、左記の問い合わせを当局にし



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 1月17日 (水) 第203号臨時号外

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

夢が広がる!?

ビッグデータの有効活用に???

12ヶタの個人情報社会

政府と大企業のための個人情報データベース専用検索キー

あなたの情報の検索はともカンタン

そもそも「マイナンバー」
とは、国民個人に番号を
ふり、それを行政手続等に
おけるキーとして用いるこ
とで、行政の窓口における
事務作業を効率化する制
度です。事業所において、
従業員の源泉徴収票・給与

支払報告書の提出に際し
て、税務署長に法定調書を
提出するために従業員の個
人番号を記載する事務を、
「個人番号関係事務」とい
います。これに対して、「個
人番号利用事務」を行う行
政は、「個人番号利用事務

実施者」とされます。

いずれも、税務や社会保
障行政において、「必要な
範囲で個人番号を利用する
ことができる」とするのみ
であり、「利用しなければ
ならない」とはなっていま
せん。同様に、行政は「必
要があるときは、本人又は
他の個人番号利用事務等
実施者に対し個人番号の提
供を求めることができる」

とあるのみであり、行政が
事業者にも、その届出を義務
づける根拠規定は存在しま
せん。罰則もありません。
すなわち、大学に個人番
号を届け出るかどうかは、
個人番号の判断なのです。

ものです。現在のマイナン
バーは、本人が関知しない
ところで利活用され、しか
もそれが、行政の範囲を超
えて、いつの間にか民間企
業等のビッグデータのデー
タベースとなるのです。

しかし、そもそも個人情
報の取扱いの原則とは、そ
の慰労目的を個別に特定し
たうえで、個別的に直接本
人から徴収するという

個人が知らないところ
で個人番号のデータが、個人
人が認識しえないかたちで
同時多発的にデータベース
化している社会——マイナ
ンバーが縦横に利活用され
る社会とは、そついう社会
です。それを正確に認識し
た対応が求められます。

「Googleに12ヶタの
番号を打ち込んで検索ボ
タンを押したら、自分の名
前が出てくる時代」になる
おそれすらあるのです。

利用目的を超えて

個人情報を自在に「情報連携」?

大企業から見た場合に、
マイナンバーの用途は夢の
ように無限に拡大します。
2015年5月のIT総合
戦略本部の会合で出され
た「マイナンバー制度利活
用推進ロードマップ(案)」

の民間開放による民間企
業の社員証としての活用、
ポイントカードとしての利
用、興行チケット等の販売
サービスの可能化など、夢
は広がります。

これらは、私企業の経営
資源を政府が無償提供す
ることを意味します。

マイナンバー制度の「情報連携」について

- 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。
- 各種手続の際にマイナンバーを申請書等に記入することで、住民が行政機関等に提出する必要があった書類を省略できるようになります。2017年11月より順次、添付書類が省略できます。
- マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類(番号の確認と身元の確認ができる書類)をご用意ください。



<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/renkei.pdf>